

宮城県立がんセンター白衣等洗濯業務仕様書

1 発注

発注者は、受注者に白衣等の洗濯を発注するときは、洗濯する白衣等の現品（以下「委託物品」という。）を引き渡して行うものとする。集配場所および集配する曜日については、別紙1に示すとおりとする。

（当該日が休日でも集配するものとする。ただし、事前に発注者の了解を得た場合には、前日に変更することができるものとする。）

2 納品

- (1) 受注者は、白衣等の委託物品を別紙1に示す集配場所および集配する曜日に納入するものとする。この場合において受注者は、納品書をもってその旨を発注者に通知する。
- (2) 納品後、汚れが残っている等の不良品があるときは、甲乙協議のもと対応を決定することとする。この場合において受注者が原因の場合は、当該不良品を直ちに引き取り発注者の指定する日時まで良品を再度納入するものとし、費用については受託者が負担することとする。

3 履行の条件

受注者は、委託物品の取扱いについては充分に注意を払うとともに、善良な管理のもとに衛生的かつ清潔なものを提供するものとする。

4 病毒感染防止等

発注者は白衣等の委託物品に血痕、膿、分泌物、薬品等の付着が甚だしいもの、病毒感染等の危険のあるものについては、ビニール袋に入れ汚染の種類を記入し、受注者に発注するものとする。

5 補修

- (1) 委託物品に、ボタン、ひも等の取れたもの、破れ、ほつれのあるもの等で、容易にその補修ができるものは、受注者の判断で補修を行い、検収を受けてから納品するものとする。この場合の費用は委託金額に含むものとする。
- (2) 大きな破れ、ファスナーの壊れ等費用のかかる補修については、発注者が壊れているのを承知で洗濯に出したものか、受注者の作業によって生じたかを発注者に確認し、受注者が原因の場合は、自らの費用で補修し検収を受けてから納品するものとする。（劣化による破損の場合は受注者に協議すること。）
- (3) 上記において、発注者が原因の場合には補修に要する費用を見積し、補修するか否かを確認してから、補修の依頼があったものは、補修してから検収を受け納品するものとし、補修依頼のないものは、壊れていることを明示して検収・納品すること。

6 その他

- (1) 白衣等洗濯内訳書に指定のない品目の単価については、その都度発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- (2) 発注書、納品書等の様式は発注者と協議し決定する。
- (3) この洗濯業務を受託することで生じる諸費用（集配用の袋、消耗品等）は受注者の負担とする。
- (4) 委託料の請求は、当該月毎に業務完了報告書、請求書に請求明細書を添付し発注者に翌月10日までに行うこと。
- (5) 受注者は、令和8年1月1日時点で宮城県内の200床以上の病院で白衣等洗濯業務を履行している実績を1施設以上有することとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議の上決定することとする。